

(地Ⅲ66F)

平成29年6月23日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菡 敏

### クリミア・コンゴ出血熱に係る注意喚起について

スペイン首都マドリッドにおけるクリミア・コンゴ出血熱の西ヨーロッパでの最初の国内感染例については、平成28年9月5日付(地Ⅲ121F)をもって貴会宛お送りいたしました。

今般、アフリカのモーリタニアにおいてもクリミア・コンゴ出血熱の発生が確認され、改めて海外渡航者に対する注意喚起を行っていることから、厚生労働省より別添のとおり本会宛周知方依頼がありました。

本件は、発生地域に渡航された方が、医療機関を受診した場合は、クリミア・コンゴ出血熱を念頭に置いた診療を行うよう求めるものであります。

なお、クリミア・コンゴ出血熱は、わが国においては感染症法で一類感染症に分類されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

#### <クリミア・コンゴ出血熱について>

発生地域：中国西部、東南アジア、中央アジア、中東、ヨーロッパ、アフリカ

感染経路：ウイルスを保有したマダニに咬まれたり、感染動物（特にヒツジなどの家畜）の血液等と接触したりして感染する。

主な症状：2～9日の潜伏期ののち、発熱、関節痛、発疹、紫斑（出血）、意識障害など。

感染予防：草の茂ったマダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボンを着用し、素足でのサンダル履き等は避ける。また、家畜などにむやみに触れない。

参考：クリミア・コンゴ出血熱について（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135514.html>

事務連絡  
平成 29 年 6 月 22 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### クリミア・コンゴ出血熱に係る注意喚起について

クリミア・コンゴ出血熱については、平成 28 年 9 月にスペイン首都マドリッドにおいて、西ヨーロッパで最初の国内感染例の発生が確認されたことから注意喚起を行いましたが、今般、モーリタニアにおいてもクリミア・コンゴ出血熱の発生が確認されたことから、改めて海外渡航者に対し注意喚起を行っているところです。

今般の状況を踏まえ、発生地域に渡航された方が、医療機関を受診された場合は、クリミア・コンゴ出血熱を念頭に置いた診療を行っていただきますようお願いいたします。

貴会会員への周知につきまして御配慮の程お願いいたします。

#### <クリミア・コンゴ出血熱について>

発生地域：中国西部、東南アジア、中央アジア、中東、ヨーロッパ、アフリカ。

感染経路：ウイルスを保有したマダニに咬まれたり、感染動物（特にヒツジなどの家畜）の血液等と接触したりして感染する。

主な症状：2～9日の潜伏期ののち、発熱、関節痛、発疹、紫斑（出血）、意識障害など。

感染予防：草の茂ったマダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボンを着用し、素足でのサンダル履き等は避ける。また、家畜などにむやみに触れない。

参考：クリミア・コンゴ出血熱について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135514.html>